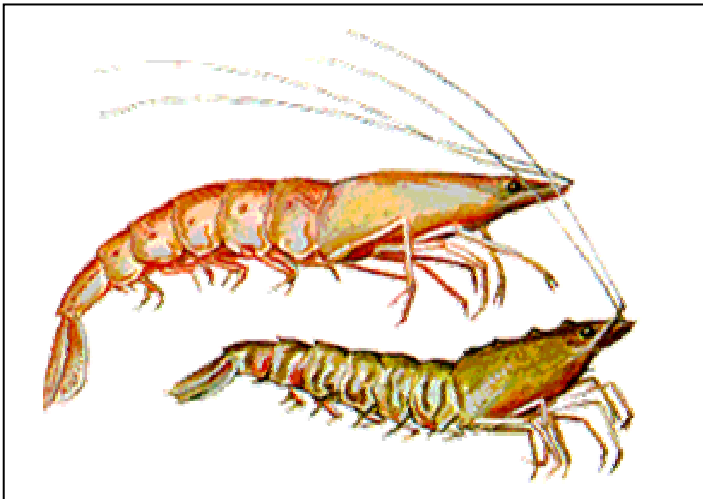


エビウミガメ事件



絶滅危惧種アカウミガメ



おいしいshrimp

小保方 麻貴
藤井 恵理

本日の発表者

発表の流れ

- エビウミガメ事件の概要
- パネルの判断(1998)
- 上級委員会(AB)の判断(1998)
- 1998年以降の動向
- 結論

GATT第20条 例外規定

(b) 人、動物の生命または健康の保護に必要な措置。

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、その措置が国内の生産または消費の制限と関連して実施される場合。

柱書き

- ・ 締約国間で恣意的な或いは不当な差別を生む手段
 - ・ 国際貿易に対する偽装された制限
- であってはならない。

エビウミガメ事件

アメリカが、ウミガメを混獲する漁法で捕獲したエビの輸入を一方向的に禁止した事件

(アメリカの国内法: Section 609 of Public Law 101-162に従って)

* ウミガメはワシントン条約上絶滅の危機に瀕する動物に分類されている *

Section609の内容

(1996年のガイドライン)

Section609(b)(1) ウミガメに不利な影響を及ぼすような技術でエビを捕獲している漁業者からのエビの輸入を禁止する

Section609(b)(2) 捕獲方法が公認された国には輸入禁止措置をとらないが公認された国には2種類の年間認可書を必要とする

Section609(b)(2)(c) エビを捕獲するのにウミガメを脅かさない漁業環境を持つ国にその認可書が承認される

Section609の内容

(1996年のガイドライン)

認可書が与えられる国

A その国の司法の下に指定されているウミガメがいない国

米はTEDsを指定

B ウミガメはいるがそれを脅かさない技術でエビを捕獲している国

C 指定されているウミガメがいない水域でトロール網を使った業法で漁業をする国

D 米国船と同量程度にしかウミガメを混獲しない平均率を持つ国

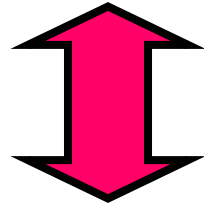
エビウミガメ事件の経緯

- 1973年 絶滅の危機に瀕する種に課する法令
- 1990年 Section 609 アメリカ国内で発効
- 1991年 // 西大西洋諸国への適用
(猶予期間3年間)
- 1995年 // 全世界への適用の決定
(猶予期間4ヶ月)
- 1996年4月 // ガイドラインを作成
- 同年5月 全世界で発効

この米の措置に対し・・・

1997年1月 マレーシア、タイ、インド、パキスタンの4国が共同でパネルの設置を要求

1997年2月 パネルの結成



米は20条による正当性を主張

パネルの判断

Section609は…

11条に違反する

20条によっても正当化されない

アメリカ 敗訴…



上級委員会への上訴となる

GATT第20条 例外規定

(b) 人、動物の生命または健康の保護に必要な措置。

(g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、その措置が国内の生産または消費の制限と関連して実施される場合。

柱書き

- ・ 締約国間で恣意的な或いは不当な差別を生む手段
 - ・ 国際貿易に対する偽装された制限
- であってはならない。

パネルの判断

ケースをGATTの基本原則に照らして判断

貿易における不当な差別をなくす

アメリカの措置は差別的

20条柱書きに違反

(b)や(g)については検討の必要なし、とした

アメリカ (Appellant) の主張

差別待遇であることに関して

同様の条件の下にある諸国の間において差別待遇をすることは正当

「正当でない差別待遇」と「多国間貿易システムを脅かすこと」は別々の問題

20条の範囲でも法令は差別的対処と市場アクセスの減少をもたらすことはGATT94を作った時点で予想できていたはず

差別待遇は正当化される

アメリカ (Appellant) の主張

20条(g)に関して

有限天然資源であるかどうか

国際的にも合意されている

有限天然資源の保存に関する措置であるかどうか

TEDsを使う ウミガメの保存

国内生産と消費に対する制限として実施されたかどうか

国内でもTEDsの使用、違反者へのペナルティ

(g) は正当化される

インド・マレーシア・パキスタン・タイ (Appellee)の主張

貿易と環境のバランスのとれた対策を多国間で講じていくべき

フェーズイン時期に差がある

多国間貿易システムのために20条柱書きがある

争点はウミガメ保護の是非ではなく差別待遇

20条に違反している

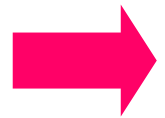
このような対立を踏まえて： 上級委員会の結論

アメリカのSection609は・・・

20条(g) 満たしている

20条柱書き 満たしていない

よって本件は20条によって正当化されない

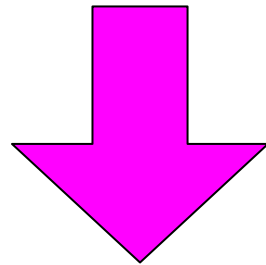


11条数量制限に違反するとされ、

アメリカは敗訴

結果の解釈

マグロイルカ事件 域外適用を理由に20条違反
エビウミガメ事件 20条(g)に相応と判断



エビ事件の上級委員会の裁定は

PPMの域外適用を認めたとも読み取れるとして

国際的に替否両論を巻き起こす

上級委員会の判断理由

なぜ20条柱書きに反するのか？

20条柱書きのポイント

- 正当でない差別待遇
- 任意の差別待遇
- 国際貿易の偽装された制限になる方法

アメリカの措置はこれらに引っかかるとされた。

「正当でない差別待遇」とされた理由

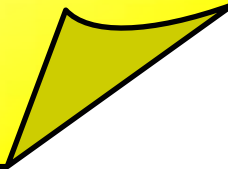
1. 他国の状況を考慮せずTEDsの使用を強要した。TEDs以外の技術の提示なし。
2. 輸入禁止措置をとる以前に二国あるいは多国間協定の交渉をしなかった。
3. 国によってフェーズイン時期の相違があった。
4. アメリカによる技術移転の努力に相違があった。

「恣意的な差別措置」とされた理由

1. Section 609 の非柔軟性
2. アメリカの認可書の基準が不透明

最後の「国際貿易の偽装された制限になるような方法」については説明する必要もない、とした

Section609は
20条柱書きに違反する



上級委員会の判断理由

なぜ20条(g)は認められたのか？

20条(g)のポイント

有限天然資源であるかどうか

有限天然資源の保存に関する措置である
かどうか

国内の生産又は消費に対する制限として
実施されているかどうか

上級委員会の判断理由

なぜ20条(g)は認められたのか？

•有限天然資源

ウミガメはワシントン条約上絶滅の危機に瀕する動物に分類されている

•有限天然資源の保存に関する措置

Section609の内容はウミガメの保存という目的に著しく
close&real

•国内の生産または消費に対する制限として実施される場合

アメリカ国内でもTEDsの使用義務や違反した場合のペナルティが課される

効果に着目し、
Section609は
20条(g)に相当する

結果の解釈

- 上級判決に域外適用をしてよいとは一言もない。
- 20条自体の解釈が揺れている

エビウミガメ事件の判断をGATTの域外適用に関する新たな動向と見るかどうか、結論
です・・・そして

その後の判決

1998年 米国、ABにて改善勧告を受ける

改善の努力

- ◇ Section 609の予測性、透明性を高める
- ◇ インド洋域の国々へのTEDの技術援助
- ◇ TED以外の亀脱出器具の認可
- ◇ 協議会出席のための金銭的援助
- ◇ 米国、輸出国との協議の実施 等

1999年 12月期限

合意形成のための交渉 *not* 合意

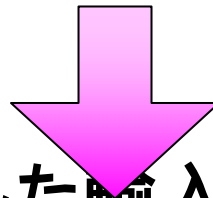
その後の判決

00年10月 米国が改善勧告を実施していないとして、マレーシアが再提訴

01年6月 パネルで米国の措置の正当性認められる
マレーシア上訴

01年10月 上級委員会が同意し、

**米国、勝
訴！**



他国のPPMを理由とした輸入制限が認められたが、
一方的な輸入制限ではない。

域外適用とされていた行為に対し、

政策の「効果」のみを域外適用、
政策「手段」に柔軟性を与えた事によって、

アメリカは「不当、恣意的な差別」を防いだ。

柱書を満たし、

20条適格

**PPMを理由とした貿易措置の正当化
する材料にはならない！**

僕のためにありがとう

お疲れ様でした！

